

## 6 推計方法

6-1	基本勘定表	
(1)	統合勘定 .....	164
(2)	制度部門別所得支出勘定 .....	164
6-2	主要系列表	
(1)	経済活動別県内総生産（生産側、名目） .....	174
(2)	経済活動別県内総生産及びデフレーター（生産側、実質：連鎖方式） ..	185
(3)	県民所得及び県民可処分所得の分配 .....	186
(4)	県内総生産（支出側、名目） .....	187
(5)	県内総生産及びデフレーター（支出側、実質：連鎖方式） .....	192
6-3	付表	
(1)	経済活動別県内総生産及び要素所得（名目、年度別、項目別） .....	193
(2)	経済活動別の就業者数及び雇用者数 .....	194
(3)	一般政府（地方政府等）の部門別所得支出取引 .....	194
(4)	社会保障負担の明細表（県民ベースの家計及び雇主の支払）、 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表（社会保障関係） .....	194

## 6-1 基本勘定表

### (1) 統合勘定

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
I 県内総生産勘定 (生産側及び支出側)	主要系列表を総合整理して作成する。	
II 県民可処分所得と使用 勘定	制度部門別所得支出勘定の各項目を積み上げることにより作成する。	

### (2) 制度部門別所得支出勘定

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1. 雇用者報酬  (1) 賃金・俸給	<p>※各項目について制度部門別に推計し、部門ごとの表に積み上げる。</p> <p>(受取)家計に記録 賃金・俸給＝雇用者給与＋役員報酬(給与・賞与)＋議員歳費等＋現物給与＋給与住宅差額家賃</p> <p>① 雇用者給与</p> <p>ア 農業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家分：販売農家1戸当たり農業雇人費×販売農家戸数</li> <li>・農業企業など：1人当たり雇用者報酬(全国平均) ×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 ×農業法人雇用者数</li> </ul> <p>イ 林業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林家分：林業の県内純生産×県内林野面積の個人分割合 ×雇用労賃率</li> <li>・林業法人事業体：1人当たり雇用者報酬(全国平均) ×1人当たり現金給与の自県分の対全国比 ×林業法人雇用者数</li> </ul> <p>ウ 水産業</p> <p>水産業の県内純生産×雇用労賃率</p> <p>エ 農林水産業の有給家族従業者</p> <p>有給家族従業者1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数</p> <p>オ 農林水産業以外の産業(教職員・公務を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常用雇用者：常用雇用者数×常用雇用者1人当たり現金給与</li> <li>・臨時・日雇雇用者：臨時・日雇雇用者数 ×臨時・日雇の年間現金給与</li> <li>・雇用者数＝産業別雇用者数×二重雇用比率</li> </ul>	<p>農業経営統計調査(農林水産省) 農林業センサス(農林水産省) 農業構造動態調査(農林水産省) 法人企業統計調査(財務省) 経済センサス-基礎調査(総務省) 経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省) 毎月勤労統計調査(厚生労働省)</p> <p>千葉県森林・林業統計書 林業経営統計調査(農林水産省) 法人企業統計調査 毎月勤労統計調査 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査</p> <p>漁業センサス(農林水産省) 漁業経営統計調査(農林水産省) 千葉県統計年鑑 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査</p> <p>国勢調査(総務省) 内閣府資料</p> <p>国勢調査 内閣府資料 毎月勤労統計調査 民間給与実態統計調査(国税庁) 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2) 雇主の社会負担	<p>力 教職員・公務 職員基本給、職員諸手当、特別職の給与等を記録。</p> <p>②役員報酬（給与・賞与） 1人当たり役員給与・賞与×役員数</p> <p>③議員歳費等 議員歳費・報酬、委員手当を記録。</p> <p>④現物給与 現金給与所得×現物給与比率</p> <p>⑤給与住宅差額家賃 (1か月1㎡当たり市中平均家賃－1か月1㎡当たり給与住宅家賃) ×(給与住宅数×給与住宅の1住宅当たり延べ床面積)×12か月</p> <p>「6. 現実社会負担」及び「7. 帰属社会負担」から雇主の負担分を記録。</p>	<p>財政収支調査（県内国関係機関、公的企業） 千葉県統計年鑑 地方財政状況調査（総務省）</p> <p>内閣府資料 国勢調査</p> <p>直接照会 地方財政状況調査</p> <p>内閣府資料</p> <p>住宅・土地統計調査（総務省） 内閣府資料</p>
2. 営業余剰・混合所得	<p>(受取)非金融法人企業、金融機関、家計(個人企業を含む)に記録。 総額を求め、制度部門別に分割する。</p> <p>①総額 6-3付表(1)で推計したものをを用いる。</p> <p>②金融機関 生産系列で推計した金融・保険業の営業余剰を記録。</p> <p>③公的企業(金融機関を除く) 当該企業の財務諸表等から、企業会計上の営業利益に該当するものを記録。</p> <p>④住宅賃貸業(持ち家) 持ち家の営業余剰=持ち家帰属家賃×営業余剰比率</p> <p>⑤個人企業(農林水産業) 農林水産業混合所得=同業純生産(要素費用表示)-同業(内ベ-ス)雇用者報酬-同業民間法人企業営業余剰</p> <p>⑥個人企業(その他の産業) その他の産業混合所得=(各産業の1企業当たり本業混合所得×個人企業数) +内職混合所得+兼業混合所得</p> <p>⑦民間非金融法人企業 ①から②~⑥の金額を控除して求める。</p>	<p>当該企業の財務諸表 財政収支調査 地方財政状況調査 内閣府資料</p> <p>内閣府資料</p> <p>国民経済計算年報(内閣府) 内閣府資料 法人企業統計調査</p> <p>内閣府資料 国税庁統計年報(国税庁) 国勢調査</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>3. 財産所得</p> <p>(1) 利子</p>	<p>(支払) 各制度部門に記録 (受取) 各制度部門に記録</p> <p>(金融機関以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受取利子＝FISIM 調整前受取利子＋FISIM 貸し手側消費額</li> <li>・支払利子＝FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額</li> </ul> <p>(金融機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受取利子＝FISIM 調整前受取利子＋FISIM 貸し手側消費額－FISIM 借り手側産出額</li> <li>・支払利子＝FISIM 調整前支払利子－FISIM 借り手側消費額＋FISIM 貸し手側産出額</li> </ul> <p>※ 受取利子＝FISIM 調整後受取利子 支払利子＝FISIM 調整後支払利子</p> <p>①FISIM 調整前利子</p> <p>ア 金融機関 民間金融機関、公的金融機関、生命保険、非生命保険の機関ごとに、決算書等から当該項目を記録するか、全国値を預金・貸出残高の対全国比等で分割する。</p> <p>イ 非金融法人企業 民間企業、公的企業ごとに全国値を営業余剰の対全国比で分割する。</p> <p>ウ 地方政府等 県、市町村、地方社会保障基金ごとに積み上げる。直接把握できない部分については、対全国比等で分割する。 なお、中央政府等の扱い変更により、「中央政府等」については、域内の制度単位ではないため、記録しない。</p> <p>エ 家計（個人企業を含む） 消費者負債利子、持ち家の支払利子、個人企業の支払利子、預貯金利子、有価証券利子、信託利子を集計する。それぞれの全国値を預金・貸出残高や個人企業数の対全国比等で分割して求める。</p>	<p>内閣府資料 各機関の財務諸表、事業年報、ディスクロージャー資料 千葉県統計年鑑 直接照会 日本銀行統計（日本銀行） 農業協同組合及び同連合会一斉調査（農林水産省） 全国信用金庫概況（信金中金地域・中小企業研究所HP） 全国信用組合主要勘定（全国信用組合中央協会HP） 生命保険事業概況（生命保険協会） 損害保険料率算出機構統計集（損害保険料率算出機構） 地方財政状況調査</p> <p>内閣府資料</p> <p>財政収支調査 内閣府資料 国民経済計算年報 地方財政状況調査 地方公営企業年鑑（総務省） 国家公務員給与等実態調査（人事院） 厚生年金保険・国民年金事業年報（厚生労働省） 県決算書 日本銀行統計</p> <p>内閣府資料 日本銀行統計 国勢調査 労働力調査（総務省） 国民経済計算年報</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2) 法人企業の分配所得	才 対家計民間非営利団体 全国値を従業者数の対全国比で分割する。	内閣府資料 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査
	②FISIM 消費額 ア 金融機関 全国値を産出額の対全国比で分割し、FISIM 調整前の受払利率の比率で民間金融機関と公的金融機関に分割する。	内閣府資料
	イ 非金融法人企業 6-2主要系列表(1)で推計した経済活動別 FISIM 消費額の合計から金融機関分及び個人企業分を控除する。公的企業分については全国値の比率から推計し、非金融法人企業全体から公的企業分を控除することで民間企業分を推計する。	内閣府資料 国民経済計算年報
	ウ 一般政府 全国値を在勤人員や歳出総額の対全国比等で分割する。中央政府の地域事業所、地方政府、地方社会保障基金及び全国社会保障基金に分けて推計する。なお、中央政府等の扱い変更に伴い、分配系列では、「中央政府等」(中央政府の地域事業所及び全国社会保障基金)は域内の制度単位ではないため記録せず、「地方政府等」の額のみを記録するが、生産系列では、「中央政府等」の額も記録する。	内閣府資料 国家公務員給与等実態調査 地方財政統計年報(総務省) 地方債統計年報(地方債協会)
	エ 家計(個人企業を含む) 全国値を個人預金・貸付金残高や個人企業数の対全国比等で分割する。	内閣府資料 日本銀行統計 国勢調査
	才 対家計民間非営利団体 全国値を従業者数の対全国比で分割する。	内閣府資料 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査
	③FISIM 産出額 6-2主要系列表(1)で推計したものを記録。	
	(支払) 非金融法人企業、金融機関に記録 (受取) 各制度部門に記録	
	ア 地方政府等 公営住宅貸付料等を積み上げる。	地方財政状況調査 県決算書 国民経済計算年報
	イ 家計(個人企業を含む) 配当金の全国値を配当所得の申告額の対全国比で分割する。	内閣府資料 国税庁統計年報
ウ 非金融法人企業、金融機関、対家計民間非営利団体 全国値を営業余剰や従業者数の対全国比等で分割する。	内閣府資料 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(3) その他の投資所得	<p>①保険契約者に帰属する投資所得  (支払) 金融機関に記録  (受取) 各制度部門に記録  生命保険、非生命保険、定型保証の帰属収益及び保険契約者配当ご  とに全国値を保有契約高や貯金残高の対全国比等で分割する。</p> <p>②年金受給権に係る投資所得  (支払) 金融機関に記録  (受取) 家計に記録  全国値を厚生年金保険に係る保険料収納済み額の対全国比で  分割して推計</p> <p>③投資信託投資者に帰属する投資所得  (支払) 金融機関に記録  (受取) 金融機関、家計に記録  全国値を預金残高の対全国比で分割して推計</p>	<p>内閣府資料  各機関の財務諸表  直接照会  経済センサス-基礎調査  経済センサス-活動調査  生命保険事業概況  損害保険料率算出機構統計集  千葉県統計年鑑</p> <p>国民経済計算年報  厚生年金保険・国民年金事業年報</p> <p>日本銀行統計  国民経済計算年報</p>
(4) 賃貸料	<p>(支払) 各制度部門に記録  (受取) 非金融法人企業、地方政府等、対家計民間非営利団体、家計に記  録</p> <p>①土地賃貸料  土地の賃貸料＝制度部門別土地の総賃貸料－制度部門別土地税</p> <p>ア 総賃貸料  ・一般政府の「土地借料」のように直接把握できるものを除き、全  国値を分割するなどして推計。</p> <p>イ 土地税  ・固定資産税（土地分）、特別土地保有税（保有分）、都市計画税  （土地分）、国有資産等所在市町村交付金（土地分）の借地分な  どを集計する。  ・土地賃借料の比率で各制度部門に分割する。</p>	<p>内閣府資料  固定資産の価格等の概要調書（総務省）  国民経済計算年報  地方財政状況調査  県決算書  県別田畑価格および小作料  調（日本不動産研究所）  千葉農林水産統計年報（関東農政局）  農林業センサス  住宅・土地統計調査  家計調査（総務省）  全国家計構造調査（全国消費  実態調査）（総務省）  経済センサス-基礎調査  経済センサス-活動調査</p> <p>地方財政状況調査  住宅・土地統計調査  内閣府資料  直接照会</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
4. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）	<p>（受取）地方政府等に記録 推計方法は、6-3 付表（1）を参照。 なお、分配系列においては生産系列で対象とした税・補助金のうち、地方政府分のみが記録の対象となる。中央政府は準地域にあり、県内制度部門ではないためである。</p>	
5. 所得・富等に課される経常税	<p>（支払）非金融法人企業、金融機関、家計に記録（中央政府等への支払分も含む） （受取）地方政府等に記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得に課される税（所得税、法人税、住民税）、その他の経常税（事業税、自動車関係税、狩猟税、住民税、国際観光旅客税）</li> <li>・自動車関係税は、家計負担分（1/2）を記録（家計以外の負担分は「生産・輸入品に課される税」となる）</li> <li>・国際観光旅客税は、居住者家計負担分を記録</li> </ul>	<p>内閣府資料 国税庁統計年報 千葉県税務統計書（県税務課） 地方財政統計年報 国民経済計算年報 直接照会 出入国管理等計（法務省） 租税及び印紙収入、収入額調一覽（財務省 HP） 日本銀行統計</p>
6. 現実社会負担	<p>（支払）家計に記録（中央政府等への支払分も含む） （受取）社会保障基金に係る現実社会負担を地方政府等に記録 その他の社会保険制度に係る現実社会負担を金融機関に記録</p> <p>①社会保障基金に係る現実社会負担 保険料収納額等を積み上げる。県値を直接把握できないものについては、全国値を被保険者数の対全国比等で分割して推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計（健康保険、厚生年金、国民年金、労災保険、雇用保険、船員保険）</li> <li>・国民健康保険</li> <li>・後期高齢者医療</li> <li>・共済組合（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、地方議会議員共済会、農林漁業団体職員共済組合）</li> <li>・組合管掌健康保険</li> <li>・全国健康保険協会</li> <li>・児童手当及び子ども手当</li> <li>・社会保障基金（農業者年金基金（旧年金勘定）、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金）</li> <li>・介護保険</li> </ul> <p>②その他の社会保険制度に係る現実社会負担 全国値を保険料収納済み額の対全国比等で分割して推計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定給付型企業年金、退職一時金（民間等）、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、国民年金基金・同連合会、農業者年金基金（旧年金勘定）、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、確定拠出年金（企業型）、確定拠出年金（個人型）</li> </ul>	<p>事業年報等（全国健康保険協会） 厚生年金保険・国民年金事業年報 雇用保険事業年報 国民健康保険事業年報 地方財政統計年報 千葉県統計年鑑 内閣府資料 国民経済計算年報 国家公務員給与等実態調査 地方公務員給与の実態（総務省） 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査 学校基本調査（文部科学省） 児童手当事業年報（内閣府） 子ども手当事業年報（厚生労働省） 農業者年金基金統計資料 消防白書（総務省） 介護保険事業状況報告年報（厚生労働省） 直接照会</p> <p>厚生年金保険・国民年金事業年報 内閣府資料 国税庁統計年報 勤労者退職金共済機構 HP 直接照会 農業者年金基金統計資料 国家公務員給与等実態調査 地方公務員給与の実態 学校基本調査</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
7. 帰属社会負担	<p>①雇主の帰属年金負担  (支払) 家計に記録  (受取) 金融機関に記録  確定給付型企業年金において、ある一定期間内に発生主義で記録される年金受給権に年金制度の運営費を加えたものから、実際の年金負担額を控除したものを記録。</p> <p>雇主の帰属年金負担  ＝(全国値×厚生年金保険の保険料収納済み額の対全国比)  －(「6. 現実社会負担」②の確定給付型企業年金のうち「雇主負担分」＋「6. 現実社会負担」②の退職一時金(民間等))</p> <p>②雇主の帰属非年金負担  (支払) 家計に記録(中央政府等への支払分も含む)  (受取) 非金融法人企業、金融機関、地方政府等、対家計民間非営利団体に記録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職一時金(一般政府等)  財政収支調査・地方財政状況調査の値を積み上げる。</li> <li>・公務災害補償費(一般政府等)  財政収支調査・地方財政状況調査の値を積み上げる。</li> <li>・その他(労働者災害の法定補償など)  現金給与×現金給与に対する比率(全国値)</li> </ul>	<p>内閣府資料  厚生年金保険・国民年金事業年報</p> <p>財政収支調査  地方財政状況調査  内閣府資料  経済センサス-基礎調査  経済センサス-活動調査</p>
8. 家計の追加社会負担	(支払) 家計に記録 (受取) 金融機関に記録 ・「3. 財産所得(3)②年金受給権に係る投資所得」と同額を記録。	
9. 年金制度の手数料	(支払) 家計に記録(控除項目) (受取) 金融機関に記録(控除項目) ・6-2主要系列表(1)の金融・保険業における年金基金の産出額と同額を記録。	
10. 現金による社会保障給付	(支払) 地方政府等に記録 (受取) 家計に記録(中央政府等からの受取分も含む) 全国値を年金額の対全国比等で分割して推計する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別会計(健康保険、厚生年金、国民年金、労災保険、雇用保険、船員保険)</li> <li>・国民健康保険</li> <li>・後期高齢者医療</li> <li>・共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、旧公共企業体職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、地方議会議員共済会、農林漁業団体職員共済組合、日本製鐵八幡共済組合)</li> <li>・組合管掌健康保険</li> <li>・全国健康保険協会</li> <li>・児童手当及び子ども手当</li> <li>・社会保障基金(農業者年金基金(旧年金勘定)、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金)</li> <li>・介護保険</li> </ul>	<p>厚生年金保険・国民年金事業年報  労災保険事業の保険給付等支払状況(厚生労働省)  千葉県統計年鑑  事業年報等(全国健康保険協会)  国民健康保険事業年報  後期高齢者医療事業状況報告(厚生労働省)</p> <p>内閣府資料  国民経済計算年報  国家公務員給与等実態調査  地方公務員給与の実態  学校基本調査  国勢調査  経済センサス-基礎調査  経済センサス-活動調査  児童手当事業年報  子ども手当事業年報  農業者年金基金統計資料</p>



項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
		消防白書 介護保険事業状況報告年報
11. その他の社会保険年金給付	(支払) 金融機関に記録 (受取) 家計に記録 全国値を年金額の対全国比等で分割して推計する。  ・確定給付型企業年金、退職一時金(民間等)、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、国民年金基金・同連合会、農業者年金基金(旧年金勘定)、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団、確定拠出年金(企業型)、確定拠出年金(個人型)	厚生年金保険・国民年金事業年報 内閣府資料 国税庁統計年報 勤労者退職金共済機構HP 直接照会 農業者年金基金統計資料 国家公務員給与等実態調 地方公務員給与の実態 学校基本調査
12. その他の社会保険非年金給付	(支払) 非金融法人企業、金融機関、地方政府等、対家計民間非営利団体に記録 (受取) 家計に記録(中央政府等からの受取分も含む) ・「7. 帰属社会負担 ②雇主の帰属非年金負担」と同額を給付額とする。	
13. 社会扶助給付	(支払) 地方政府等、対家計民間非営利団体に記録 (受取) 家計に記録(中央政府等からの受取分も含む) 決算書等の関連項目の積み上げや全国値の分割により推計する。  ・一般政府からのものは、生活保護費、恩給など。 ・対家計民間非営利団体からのものは、無償の奨学金など。	国民経済計算年報 国勢調査 内閣府資料 地方財政状況調査 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査
14. 現物社会移転	①市場産出の購入 (支払) 地方政府等に記録 (受取) 家計に記録(中央政府等からの受取分も含む) 市場産出の購入における一般政府の支払は、分配系列では地方政府等のみを記録するが、支出系列では中央政府等(全国社会保障基金を含む)について、「移出」として記録する。  ア 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分 給付額等を積み上げる。県値を直接把握できないものについては、全国値を雇用者数の対全国比等で分割して推計。  ・特別会計(健康保険、労災保険、船員保険) ・国民健康保険 ・後期高齢者医療 ・共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団) ・組合管掌健康保険 ・全国健康保険協会 ・社会保障基金(地方公務員災害補償基金) ・介護保険  イ 公費負担医療給付 6-2主要系列表(1)の医療業の産出額のうち、公費負担分をとり、中央政府と地方政府の分割、地方政府内の分割をして推計する。	事業年報(旧社会保険庁) 労災保険事業の保険給付等支払状況 国民健康保険事業年報 国民経済計算年報 後期高齢者医療事業状況報告 国家公務員給与等実態調査 地方公務員給与の実態 学校基本調査 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査 事業年報(全国健康保険協会管掌健康保険) 船員保険事業年報(全国健康保険協会) 常勤地方公務員災害補償統計(地方公務員災害補償基金HP) 介護保険事業状況報告年報  歳入歳出決算報告書(財務省) 地方財政統計年報

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	<p>ウ 教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金 直接照会や全国値の分割により推計する。</p> <p>②非市場産出 (支払) 地方政府等、対家計民間非営利団体に記録 (受取) 家計に記録(中央政府等からの受取分も含む) 6-2主要系列表(4)の地方政府等最終消費支出の個別消費支出や対家計民間非営利団体最終消費支出から推計する。</p>	<p>直接照会 福祉行政報告(厚生労働省) 内閣府資料</p>
<p>15. その他の経常移転 (1)非生命保険金及び非生命保険純保険料</p>	<p>①非生命保険金 (支払) 金融機関に記録(中央政府等への支払分も含む) (受取) 各制度部門に記録 保険金全国値を支払保険金の対全国比等で分割し、これを制度部門別に分割する。 ・火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金</p> <p>②非生命純保険料 (支払) 各制度部門に記録 (受取) 金融機関に記録(中央政府等からの受取分も含む) 保険金全国値を支払保険金の対全国比等で分割し、これを制度部門別に分割する。(上記①とは制度部門別分割比率が異なる) ・火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険等の保険種類別の保険金</p> <p>※一般政府の部門分割は、国民経済計算年報や生産系列で推計した産出額等を使用して分割する。</p>	<p>内閣府資料 損害保険料率算出機構統計集 国民経済計算年報</p>
<p>(2)一般政府内の経常移転</p>	<p>(支払) 地方政府等に記録(中央政府等への支払分も含む) (受取) 地方政府等に記録(中央政府等からの受取分も含む) 決算書等の関連項目の積み上げや全国値の分割により推計する。 なお、一般政府内の経常移転は、地方政府(県、市町村)及び地方社会保障基金の相互間の経常移転、中央政府、全国社会保障基金との経常移転及び県外の一般政府(県、市町村、地方社会保障基金)との経常移転からなる。この場合、中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの県にも属さない準地域に存在するものとする。準地域(域外)に存在する中央政府及び全国社会保障基金と県内一般政府(県、市町村、地方社会保障基金)との経常移転については、直接取引とする。以下に、一般政府内の経常移転の主要な項目を掲げる。</p> <p>①中央政府等から県、市町村への経常移転 ②中央政府等から地方社会保障基金への経常移転 ③県、市町村から中央政府等への経常移転 ④自県と他県(県外)間の経常移転 ⑤県から市町村への経常移転 ⑥県から地方社会保障基金への経常移転 ⑦市町村から地方社会保障基金への経常移転 ⑧地方社会保障基金から中央政府等への経常移転 ⑨市町村から県への経常移転 ⑩市町村から市町村への経常移転</p>	<p>地方財政状況調査 県決算書 各機関の財務諸表</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(3)他に分類されない経常移転	<p>① 対家計民間非営利団体への経常移転  (支払)非金融法人企業、金融機関、地方政府等、家計に記録  (受取)対家計民間非営利団体に記録(中央政府等からの受取分も含む)  ・寄附金、補助金、諸会費、他の負担費など</p> <p>② 罰金  (支払)非金融法人企業、金融機関、家計に記録(中央政府等への支払分も含む)  (受取)地方政府等に記録  ・懲罰及び没収金、追徴金、延滞金、加算金過料など</p> <p>③ ①②以外の経常移転  支払・受取とも、該当する制度部門に記録(中央政府等への支払分、中央政府等からの受取分も含む)  ア 仕送り金  家計間の仕送り金(遊学仕送り金、その他の仕送り金)を記録  イ 一般政府  中央政府の地域事務所、地方政府(県、市町村)、社会保障基金(全国・地方)と他の取引主体との経常移転の受払を記録。  ※一般政府の部門分割は、国民経済計算年報や地方財政状況調査等を使用して分割する。</p>	<p>内閣府資料  歳入歳出決算報告書  地方財政状況調査  経済センサス-基礎調査  経済センサス-活動調査  内閣府資料  地方財政状況調査  国民経済計算年報</p> <p>ふるさと納税ポータルサイト(総務省)  企業版ふるさと納税ポータルサイト(総務省)  全国家計構造調査(全国消費実態調査)  家計調査  学校基本調査  歳入歳出決算報告書  国勢調査  地方財政状況調査  内閣府資料  国民経済計算年報  地方財政統計年報  各機関の財務諸表、事業年報、ディスクロージャー資料</p>
16. 最終消費支出	<p>「地方政府等」、「家計」、「対家計民間非営利団体」の支払にそれぞれ記録。  推計方法は、6-2主要系列表(4)を参照。</p>	
17. 年金受給権の変動調整	<p>(支払)金融機関に記録  (受取)家計に記録</p> <p>年金受給権の変動調整  =「雇主の現実年金負担」+「雇主の帰属年金負担」+「家計の現実年金負担」+「家計の追加社会負担」-「年金制度の手数料」-「その他の社会保険年金給付」  なお、ここでの現実年金負担は、確定給付型年金(退職一時金(民間等)を含む)及び確定拠出型年金に係わる現実年金負担である。</p>	
18. 貯蓄	<p>各制度部門に、「受取合計」-「支払合計」の残差を記録。</p>	

## 6-2 主要系列表

### (1) 経済活動別県内総生産（生産側、名目）

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
県内総生産	産出額から中間投入額を除いて求める。	
1. 農林水産業	農業、林業、水産業の計	
(1) 農業	農業、農業サービス業の計	
a. 農業	産出額（農業産出額＋（自社開発ソフトウェアの産出額＋企業内研究開発の産出額）（以下、「ソフトウェア等」と省略））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）  * 自社開発ソフトウェアの産出額及び企業内研究開発の産出額については、産出額を「全国値（国民経済計算値）の分割」ではなく「統計資料の積み上げ」により推計する産業において加算する（全国値には同産出額が含まれているため、別途加算しない）。  ○ 自社開発ソフトウェアの産出額＝（積み上げた産出額＋企業内研究開発の産出額）×全国自社開発ソフトウェアの産出額比率  ○ 企業内研究開発の産出額＝全国企業内研究開発の産出額×研究者・技術者数の対全国比率	生産農業所得統計（農林水産省） 内閣府資料 国勢調査（総務省）
b. 農業サービス業	産出額（全国産出額×従業者数の対全国比率）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	内閣府資料 経済センサス・基礎調査（総務省） 経済センサス・活動調査（総務省・経済産業省）
(2) 林業	産出額（（素材生産業産出額＋育林業産出額）＋ソフトウェア等）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）  ○ 素材生産業産出額＝木材生産＋薪炭生産＋栽培きのご類＋林野副産物（いずれも国有林分を除く） ○ 育林業産出額＝木材生産額の3か年平均（国有林分を除く）×県産業連関表の育林生産額と素材生産額の比率  * ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。	内閣府資料 林業産出額（農林水産省） 県森林・林業統計書（県森林課） 県産業連関表（県統計課） 直接照会
(3) 水産業	産出額（（海面漁業産出額＋海面養殖業産出額＋内水面漁業産出額＋内水面養殖業産出額）＋ソフトウェア等）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）  * ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。	漁業産出額（農林水産省） 県担当課資料 内閣府資料
2. 鉱業	産出額（全国産出額×従業者数の対全国比率）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	内閣府資料 経済センサス・基礎調査 経済センサス・活動調査
3. 製造業	(1) 食料品～(15) その他の製造業の計	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(1) 食料品～ (15) その他の製造業	<p>産出額－中間投入額</p> <p>○産出額＝（製造品出荷額等－販売電力収入－転売商品の仕入額）            ×年度転換比率＋在庫純増（在庫品評価調整後）＋ソフトウェア等</p> <p>○中間投入額＝（原材料使用額等－販売電力収入のための発電用燃料費－製造等に関連した外注費－転売商品の仕入額）×年度転換比率＋FISIM消費額＋政府手数料＋間接費</p> <p>○在庫純増（在庫品評価調整後）＝{（年末在庫残高／年末産出物価指数－年初在庫残高／年初産出物価指数）×年平均産出物価指数} ×年度転換比率</p> <p>○販売電力収入のための発電用燃料費＝販売電力収入×発電用燃料比率</p> <p>*FISIM消費額及び政府手数料については、中間投入額を「全国中間投入比率」ではなく「統計資料の積み上げ」により推計する産業において加算する。ただし、政府手数料については、積み上げた項目の中に含まれている場合、加算しない。間接費は製造業でのみ加算する（使用する統計データに含まれていない福利施設負担額、厚生費、保険料等に相当するもの）。</p> <p>○FISIM消費額＝産出額×全国FISIM消費比率            ○政府手数料＝中央政府、地方政府の手数料収入×1/2×全国政府手数料比率            *家計負担分を除くため、便宜的に1/2を乗じている。            ○間接費＝産出額×全国間接費比率</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。</p>	工業統計調査（経済産業省） 経済構造実態調査（経済産業省） 経済センサス－活動調査 県鉱工業指数（県統計課） 製造業部門別投入・産出物価指数（日本銀行） 内閣府資料
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業  (1) 電気業	<p>電気業、ガス・水道・廃棄物処理業の計</p> <p>産出額－中間投入額</p> <p>○産出額＝発電部門産出額＋送配電部門産出額            ○中間投入額＝発電部門中間投入額＋送配電部門中間投入額</p> <p>○発電部門産出額＝全国発電部門産出額×{（県別発電量×発電部門単位価格）の対全国比率}            ○送配電部門産出額＝全国送配電部門産出額×{（県別電力需要量×送配電部門単位価格）の対全国比率}            ○全国発電部門産出額＝全国産出額×全国発電部門分割比率            ○全国送配電部門産出額＝全国産出額×全国送配電部門分割比率            ○全国発電部門分割比率＝全国の電力会社の発電部門産出額合計／（全国の電力会社の発電部門産出額合計＋全国の電力会社の送配電部門産出額合計）            ○全国送配電部門分割比率＝全国の電力会社の送配電部門産出額合計／（全国の電力会社の発電部門産出額合計＋全国の電力会社の送配電部門産出額合計）</p>	各電力会社財務諸表 電力調査統計（資源エネルギー庁） 内閣府資料 国勢調査

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>(2) ガス・水道・廃棄物処理業</p> <p>a. ガス業</p> <p>b. 熱供給業</p> <p>c. 水道業</p> <p>d. 廃棄物処理業</p> <p>e. 非市場生産者分</p>	<p>○発電部門単位価格＝総合単位価格×{発電部門費用／(発電部門費用＋送配電部門費用)}  ○送配電部門単位価格＝総合単位価格×{送配電部門費用／(発電部門費用＋送配電部門費用)}  ○総合単位価格＝消費料金収入／販売電力量</p> <p>○発電部門中間投入額＝発電部門産出額×発電部門中間投入比率  ○送配電部門中間投入額＝送配電部門産出額×送配電部門中間投入比率</p> <p>ガス・熱供給業（ガス業＋熱供給業）、水道業、廃棄物処理業、非市場生産者分の計</p> <p>産出額－中間投入額</p> <p>○産出額＝全社産出額×ガス供給量対全社比率＋ソフトウェア等  ○中間投入額＝産出額（ソフトウェア等加算前）×県産業連関表中間投入比率＋政府手数料</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を、政府手数料の推計方法については3. 製造業を参照。</p> <p>産出額－中間投入額</p> <p>○産出額＝熱供給業産出額＋ソフトウェア等  ○中間投入額＝産出額（ソフトウェア等加算前）×県産業連関表中間投入比率＋政府手数料</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を、政府手数料の推計方法については3. 製造業を参照。</p> <p>産出額（（営業収入総額－受託工事収益－受水費）＋ソフトウェア等）－中間投入額（決算書等の中間投入該当項目の計＋FISIM消費額）</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を、FISIM消費額の推計方法については3. 製造業を参照。</p> <p>産出額（全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>一般政府の下水道、廃棄物処理が該当。後述の非市場生産者（政府）を参照。</p>	<p>ガス事業年報（（一社）日本ガス協会）  県産業連関表  内閣府資料  財務計算に関する諸表（経済産業省、関東経済産業局）</p> <p>熱供給事業便覧（（一社）日本熱供給事業協会）  県産業連関表  内閣府資料</p> <p>千葉県企業局（旧水道局）  決算書  市町村公営企業決算概況（県市町村課）  北千葉広域水道企業団決算書  かずさ水道広域連合企業団（旧君津広域水道企業団）決算書</p> <p>内閣府資料  第3次産業活動指数（経済産業省）  経済センサス - 基礎調査  経済センサス - 活動調査  毎月勤労統計調査（厚生労働省）</p>
<p>5. 建設業</p> <p>a. 建築工事、土木工事</p>	<p>建築工事、土木工事、補修工事の計</p> <p>産出額（全国建設投資推計額×出来高ベース工事高対全国比率＋ソフトウェア等）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。</p>	<p>建設投資の見通し（国土交通省）  建設総合統計年度報（国土交通省）  内閣府資料</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
b.補修工事	産出額（（a）の産出額×建設補修率）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）  ○建設補修率＝建設補修生産額÷（建築生産額＋土木生産額）	県産業連関表 建設工事施工統計調査（国土交通省） 内閣府資料
6. 卸売・小売業	卸売業、小売業の計	
（1）卸売業	産出額（全国産出額×卸売業年間販売額等対全国比）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）  ○卸売業年間販売額等＝（卸売業の年間販売額－本支店間移動－製造業の卸売事業所分）×卸売業マージン率＋その他の収入額	商業統計調査（経済産業省） 商業動態統計調査（経済産業省） 法人企業統計調査（財務省） 内閣府資料
（2）小売業	産出額（全国産出額×小売業年間販売額等対全国比）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）  ○小売業年間販売額等＝（小売業の年間販売額－本支店間移動）×小売業マージン率＋その他の収入額	商業統計調査 商業動態統計調査 法人企業統計調査 内閣府資料
7. 運輸・郵便業	（a）鉄道業～（g）非市場生産者分の計	
a.鉄道業	産出額（鉄道各社営業収益＋ソフトウェア等）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）  *ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。	千葉県統計年鑑 鉄道輸送統計年報（国土交通省） 貨物地域流動調査（国土交通省） 内閣府資料 鉄道会社有価証券報告書
b.道路運送業	産出額（道路旅客業営業収益＋道路貨物輸送業産出額＋ソフトウェア等（道路旅客業営業収益分のみ））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）  ○道路貨物輸送業産出額＝全国産出額×年度転換比率×自動車貨物輸送トン数の対全国比率  *ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。	千葉県統計年鑑 自動車輸送統計年報（国土交通省） 第3次産業活動指数 内閣府資料
c.水運業	産出額（次のⅠ～Ⅲの産出額計）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	内閣府資料 港湾統計年報（国土交通省） 第3次産業活動指数
Ⅰ 外洋輸送業	○産出額＝全国産出額×年度転換比率×海上出入貨物における外国貿易貨物量（輸出）の対全国比率	経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 毎月勤労統計調査
Ⅱ 沿海・内水面輸送業	○産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）	
Ⅲ 港湾運送業	○産出額＝全国産出額×年度転換比率×海上出入貨物量（輸移入）の対全国比率	
d.航空運輸業	産出額（次のⅠ～Ⅱの産出額計）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	内閣府資料 空港管理状況調書（国土交通省） 航空輸送統計（国土交通省） 第3次産業活動指数

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
I 国内航空輸送業	○産出額＝全国産出額×年度転換比率×国内旅客人キロ数の対全国比率	内閣府資料 倉庫統計季報（国土交通省） 第3次産業活動指数 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 毎月勤労統計調査  (独) 日本高速道路保有・償還機構ホームページ NEXCO東日本ホームページ 県道路公社財務諸表 自動車駐車場年報（国土交通省） 住宅宿泊事業者の宿泊実績について（観光庁）
II 国際航空輸送業	○産出額＝全国産出額×年度転換比率×乗客数の対全国比率	
e.その他の運輸業	産出額（次のI～VIIの産出額計＋ソフトウェア等（次のIVのうち有料道路関係分のみ））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	
I 貨物運送取扱業	○産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）	
II 倉庫業	○産出額＝全国産出額（資源備蓄事業除く）×年度転換比率×普通倉庫年度平均月末在庫量の対全国比率＋資源備蓄事業産出額	
III こん包業	○産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）	
IV 道路輸送施設提供業	○産出額＝有料道路料金収入＋路外駐車場産出額 ○有料道路料金収入＝路線別料金収入×道路延長按分 ○路外駐車場産出額＝全国産出額×年度転換比率×駐車可能台数の対全国比率	
V 水運施設管理・その他の水運付帯サービス業	○産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）	
VI 航空施設管理・その他の航空付帯サービス業	○産出額＝全国産出額×年度転換比率×航空運輸業産出額の対全国比率	
VII 旅行・その他の運輸付帯サービス業	○産出額＝全国産出額（民泊仲介業者への支払額除く）×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）＋民泊仲介業者への支払額  ○民泊仲介業者への支払額＝民泊産出額×0.1 ○民泊産出額＝全国民泊産出額×{総産出額（宿泊事業法分＋特区分）の対全国比率}  *ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。	
f.郵便業	産出額（全国産出額×年度転換比率×従業者数の対全国比率）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査
g.非市場生産者分	一般政府の水運施設管理、航空施設管理が該当。後述の非市場生産者（政府）を参照。	
8. 宿泊・飲食サービス業	飲食サービス業、旅館・その他の宿泊所の計	内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 毎月勤労統計調査
a.飲食サービス業	産出額（全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	
b.旅館・その他の宿泊所		



項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>9. 情報通信業</p> <p>(1) 通信・放送業</p> <p>a. 電信・電話業</p> <p>I 通信業</p> <p>II 電気通信に附帯するサービス業</p> <p>III インターネット附随サービス業</p> <p>b. 放送業</p> <p>I 公共放送業</p> <p>II 民間放送業</p> <p>III 有線放送業</p> <p>(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業</p> <p>a. 情報サービス業</p> <p>b. 映像・音声・文字情報制作業</p>	<p>通信・放送業、情報サービス・映像音声文字情報制作業の計</p> <p>電信・電話業、放送業の計</p> <p>産出額（次のⅠ～Ⅲの産出額計）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>○産出額＝全国産出額×年度転換比率×電話発信回数の対全国比率</p> <p>○産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）</p> <p>○産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）</p> <p>産出額（次のⅠ～Ⅲの産出額計＋ソフトウェア等（次のⅠ分のみ））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>○産出額＝受信料収入＋交付金収入</p> <p>○産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）</p> <p>○産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。</p> <p>情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業の計</p> <p>産出額（全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p>	<p>内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 毎月勤労統計調査</p> <p>直接照会 内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 毎月勤労統計調査</p> <p>内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 毎月勤労統計調査</p>
<p>10. 金融・保険業</p> <p>a. 金融業</p> <p>I 預金取扱機関</p> <p>i FISIM 産出額</p>	<p>金融業、保険業の計</p> <p>産出額（次のⅠ～Ⅱの産出額計＋ソフトウェア等）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>○産出額＝FISIM 産出額＋受取手数料</p> <p>○FISIM 産出額＝民間預金取扱機関 FISIM 産出額＋公的預金取扱機関 FISIM 産出額</p> <p>○民間預金取扱機関の FISIM 産出額＝借り手側全国産出額×（県内貸出金残高／全国貸出金残高）＋貸し手側全国産出額×（県内預金残高／全国預金残高）</p> <p>○公的預金取扱機関の FISIM 産出額＝借り手側全国産出額×（県内貸出金残高／全国貸出金残高）＋貸し手側全国産出額×（県内貯金残高／全国貯金残高）</p>	<p>内閣府資料 日本銀行統計 全国信用金庫概況（信金中金 地域・中小企業研究所） 農林金融（農林中金総合研究所） ゆうちょ銀行ディスクロージャー誌 県担当課資料 業務統計年報（日本政策金融公庫） 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
ii 受取手数料	<p>○受取手数料＝民間預金取扱機関受取手数料＋公的預金取扱機関受取手数料</p> <p>○民間預金取扱機関受取手数料＝全国受取手数料×（（県内貸出金残高＋県内預金残高）／（全国貸出金残高＋全国預金残高））</p> <p>○公的預金取扱機関受取手数料＝うちよ銀行以外の公的預金取扱機関受取手数料＋うちよ銀行受取手数料</p> <p>○うちよ銀行以外の公的預金取扱機関受取手数料＝全国受取手数料×（県内貸出金残高／全国貸出金残高）</p> <p>○うちよ銀行受取手数料＝全国受取手数料×（（県内貸出金残高＋県内貯金残高）／（全国貸出金残高＋全国貯金残高））</p>	
II その他の金融機関	<p>○産出額＝全国受取手数料×（県内従業者数／全国従業者数）</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。</p>	
b.保険業	産出額（次のⅠ～Ⅲの産出額計＋ソフトウェア等）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	内閣府資料 直接照会
I 生命保険	○産出額＝民間生命保険産出額（次のi～iiの産出額計）＋公的的生命保険産出額（次のiiiの産出額）	生命保険事業概況（生命保険協会）
i 民間生命保険会社 他	○産出額＝全国産出額×個人保険と団体保険の保有契約金額の合計の対全国比率 対象は、「民間生命保険会社」「農業協同組合共済事業」「全国共済農業協同組合連合会」の3つ。	厚生年金保険・国民年金事業年報（厚生労働省、旧社会保険庁） （独）勤労者退職金共済機構HP年度別データ 損害保険料率算出機構統計集（損害保険料率算出機構）
ii 全国共済水産業協 同組合連合会他	○産出額＝全国産出額×（自県契約高／全国契約高） 対象は、「全国共済水産業協同組合連合会」「全国労働者共済生活協同組合連合会」の2つ。	千葉県農業共済組合損益計算書 地方財政状況調査（総務省） 千葉県信用保証協会収支計算書 全国家計構造調査（全国消費実態調査）（総務省）
iii かんぽ生命保険	○産出額＝全国産出額×（自県保有契約金額／全国保有契約金額）	国勢調査
II 年金基金	○産出額＝民間年金基金産出額（次のi～iiiの産出額計）＋公的年金基金産出額（次のivの産出額）	
i 厚生年金基金・企 業年金連合会	○産出額＝全国産出額×厚生年金基金加入者数の対全国比率（船員保険を除く）	
ii 適格退職年金他	○産出額＝全国産出額×厚生年金加入者数の対全国比率 対象は、「適格退職年金（平成24年3月まで）」「確定給付企業年金」の2つ。	
iii 国民年金基金・同 連合会	○産出額＝全国産出額×全国国民年金基金（旧地域型国民年金基金）累計加入員数の対全国比率	
iv 勤労者退職金共済 機構	○産出額＝各共済事業産出額の合計 ○各共済事業産出額＝各共済事業の全国産出額×各共済事業加入者数の対全国比率 対象は、「建設業退職金共済事業」「清酒製造業退職金共済事業」「林業退職金共済事業」の3つ。	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
Ⅲ 非生命保険  i 本邦損害保険会社 外国損害保険会社  ii 火災共済協同組合  iii 農業共済組合他  iv 交通災害共済事業  v 全国信用保証協会  vi 住宅ローン保証を 提供する機関	<p>○産出額＝民間非生命保険産出額（次のi～iiiの産出額計）＋公的            非生命保険産出額（次のiv産出額）＋定型保証産出額（次の            v～viの産出額計）</p> <p>○産出額＝正味収入保険料－正味支払保険金－（責任準備金純増－            財産運用純益）－支払備金純増額</p> <p>○産出額＝正味収入保険料－正味支払保険金－（責任準備金純増－            資産運用純益）</p> <p>○産出額＝正味収入保険料－正味支払保険金－（責任準備金純増－            財産運用純益）            対象は、「農業共済組合」「漁業共済組合」の2つ。</p> <p>○産出額＝正味収入保険料－正味支払保険金</p> <p>○産出額＝千葉県信用保証協会財務諸表の「業務費」</p> <p>○産出額＝全国産出額×（一世帯当たりの住宅・土地の負債額×世            帯数）の対全国比率</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。</p>	
1 1. 不動産業  (1) 住宅賃貸業          (2) その他の不動産業  a.不動産仲介業 b.不動産賃貸業	<p>住宅賃貸業、その他の不動産業の計</p> <p>産出額（6-2主要系列表（4）で推計する家計最終消費支出のう            ちの「家賃（持ち家の帰属家賃を含む）」＋住宅宿泊サー            ビス支払額＋ソフトウェア等）－中間投入額（産出額×全国中            間投入比率）</p> <p>○住宅宿泊サービス支払額＝民泊産出額×0.9</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を、民泊産            出額の推計方法については7. e. VII 旅行・その他の運輸附帯サ            ービス業を参照。</p> <p>不動産仲介業、不動産賃貸業の計</p> <p>産出額（全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1            人当たり現金給与の対全国比率））－中間投入額（産出額×            全国中間投入比率）</p>	<p>内閣府資料            住宅宿泊事業者の宿泊実績について</p> <p>内閣府資料            第3次産業活動指数            経済センサス-基礎調査            経済センサス-活動調査            毎月勤労統計調査</p>
1 2. 専門・科学技術、業務 支援サービス業  a.研究開発サービス b.広告業 c.その他の対事業所 サービス業	<p>研究開発サービス、広告業、その他の対事業所サービス業、物品賃            貸サービス業、獣医業、非市場生産者分の計</p> <p>産出額（全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1            人当たり現金給与の対全国比率））－中間投入額（産出額×            全国中間投入比率）</p>	<p>内閣府資料            第3次産業活動指数            経済センサス-基礎調査            経済センサス-活動調査            毎月勤労統計調査</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
d.物品賃貸サービス業	産出額（物品賃貸業（貸自動車業を除く）産出額＋貸自動車業産出額）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率） ○物品賃貸業（貸自動車業を除く）産出額、貸自動車業産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）	内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査 毎月勤労統計調査
e.獣医業	産出額（全国産出額×獣医事に従事する者のうち「民間団体職員」「個人診療施設」の総数の対全国比率）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	内閣府資料 獣医師の届出状況（獣医師数）（農林水産省）
f.非市場生産者分	一般政府の学術研究、対家計民間非営利団体の自然・人文科学研究機関が該当。後述の非市場生産者（政府）、非市場生産者（非営利）を参照。	
13. 公務	一般政府の公務が該当。後述の非市場生産者（政府）を参照。	
14. 教育	教育、非市場生産者分の計	
a.教育	産出額（全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査 毎月勤労統計調査
b.非市場生産者分	一般政府の教育、対家計民間非営利団体の教育が該当。後述の非市場生産者（政府）、非市場生産者（非営利）を参照。	
15. 保健衛生・社会事業	医療・保健、介護、非市場生産者分の計	
a.医療・保健	産出額（次のⅠ～Ⅲの産出額計＋ソフトウェア等（次のⅠのみ））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）	内閣府資料 国民医療費（厚生労働省） 年度統計（基金年報） （社会保険診療報酬支払基金） 後期高齢者医療事業状況報告 （年報：確報）（厚生労働省） 第3次産業活動指数 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査 毎月勤労統計調査
Ⅰ 医療業	○産出額＝次のⅰ～ⅱの産出額計	
ⅰ 保険適用となる傷病治療費	○産出額＝公費負担分、保険者等負担分、後期高齢者医療給付分、患者負担分等の産出額計	
・公費負担分	○産出額＝全国値（国民医療費の公費負担医療給付分）×診療報酬等確定金額の「支払総額－医療保険合計－老人保健」の対全国比率	
・保険者等負担分	○産出額＝全国値（国民医療費の医療保険給付分）×診療報酬等確定金額の医療保険合計の対全国比率	
・後期高齢者医療給付分	○産出額＝県の後期高齢者医療給付費合計	
・患者負担分	○産出額＝全国値（国民医療費の患者等負担分）×診療報酬等確定金額の支払総額の対全国比率	
ⅱ 保険適用外の支払い	○産出額＝保険適用となる傷病治療費産出額×（保険外診療収入／保険診療収入）	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
II 保健衛生業  III 社会福祉業  b.介護  c.非市場生産者分	<p>産出額（全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>産出額（全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。</p> <p>産出額（介護給付・予防給付費用額（福祉用具購入費と住宅改修費を除く）＋市町村特別給付費用額＋ソフトウェア等）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>*ソフトウェア等の推計方法については1.（1）農業を参照。</p> <p>一般政府の保健衛生・社会福祉、対家計民間非営利団体の社会福祉が該当。後述の非市場生産者（政府）、非市場生産者（非営利）を参照。</p>	<p>介護保険事業状況報告（厚生労働省） 内閣府資料</p>
16. その他のサービス  a.自動車整備・機械修理業  I 自動車整備業  II 機械修理業  b.会員制企業団体 c.娯楽業 d.洗濯・理容・美容・浴場業 e.その他の対個人サービス業（分類不明を含む）  f.非市場生産者分	<p>自動車整備・機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業（分類不明を含む）、非市場生産者分の計</p> <p>産出額（自動車整備業産出額＋機械修理業産出額）－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>○自動車整備業産出額＝全国産出額×年度転換比率×自動車保有車両数の対全国比率</p> <p>○機械修理業産出額＝全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）</p> <p>産出額（全国産出額×年度転換比率×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率））－中間投入額（産出額×全国中間投入比率）</p> <p>一般政府の社会教育、対家計民間非営利団体の社会教育、その他が該当。後述の非市場生産者（政府）、非市場生産者（非営利）を参照。</p>	<p>内閣府資料 第3次産業活動指数 都道府県別・車種別自動車保有台数 （（一財）自動車検査登録情報協会） 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 毎月勤労統計調査</p> <p>内閣府資料 第3次産業活動指数 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 毎月勤労統計調査</p>
*非市場生産者（政府）	<p>総生産＝産出額－中間投入額</p> <p>○産出額＝雇用人報酬＋中間投入額＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税</p> <p>○雇用人報酬＝決算書等の該当項目の積み上げにより推計。賃金・俸給（現物含む）、雇主の社会負担など。</p> <p>○中間投入額＝決算書等の該当項目の積み上げにより推計。 国等：旅費、庁費（賃金・社会保険料除く）、委託費など</p>	<p>国民経済計算年報 内閣府資料 直接照会 地方財政状況調査</p> <p>市町村税の概況（県市町村課） 財政収支調査 当該企業の財務資料 県決算書</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	<p>地方公共団体：物件費（賃金を除く）、維持補修費など  *中間投入額には、FISIM 消費額を加算し、ソフトウェア投資額を控除する。  FISIM 消費額：6-1 基本勘定表（2）を参照。  ソフトウェア投資額：中間投入額×全国ソフトウェア投資比率</p> <p>○固定資本減耗＝産出額（固定資本減耗を除く）×全国固定資本減耗比率</p> <p>○生産・輸入品に課される税＝決算書等の該当項目の積み上げにより推計。国有資産等所在市町村交付金、自動車重量税など。</p> <p>*中央政府等の地域事業所の産出額、中間投入額も記録する。  *一般政府と各産業の関係は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道、廃棄物処理：電気・ガス・水道・廃棄物処理業</li> <li>・水運施設管理、航空施設管理：運輸・郵便業</li> <li>・公務：公務</li> <li>・教育：教育</li> <li>・社会教育：その他のサービス</li> <li>・学術研究：専門・科学技術、業務支援サービス業</li> <li>・保健衛生・社会福祉：保健衛生・社会事業</li> </ul>	市町村公営企業決算概況
*非市場生産者（非営利）	<p>総生産＝産出額－中間投入額</p> <p>○産出額＝雇用人報酬＋中間投入額（FISIM 消費額＋FISIM 消費額を含まない中間投入額）＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税</p> <p>○雇用人報酬、FISIM 消費額、FISIM 消費額を含まない中間投入額、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税＝各項目の全国値×（従業者数の対全国比率×1人当たり現金給与の対全国比率）</p> <p>*対家計民間非営利団体と各産業の関係は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育：教育</li> <li>・社会教育：その他のサービス</li> <li>・自然・人文科学研究機関：専門・科学技術、業務支援サービス業</li> <li>・社会福祉：保健衛生・社会事業</li> <li>・その他：その他のサービス</li> </ul>	内閣府資料 経済センサス - 基礎調査 経済センサス - 活動調査 毎月勤労統計調査
17. 小計	1. 農林水産業～16. その他のサービスの計	
18. 輸入品に課される税・関税	<p>輸入品に課される税・関税＝全国輸入品に課される税・関税×総生産額の対全国比率</p> <p>○総生産額の対全国比率＝経済活動別県内総生産（17. 小計）の対全国比率</p>	内閣府資料
19. （控除）総資本形成に係る消費税	<p>設備投資及び在庫投資に係る消費税控除額の合計値を一括控除  *消費税控除額は6-2 主要系列表（4）で推計</p>	
20. 県内総生産	17. 小計＋18. 輸入品に課される税・関税－19. （控除）総資本形成に係る消費税	

(2) 経済活動別県内総生産及びデフレーター（生産側、実質：連鎖方式）

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>1. 県内総生産（実質）</p> <p>(1) 農林水産業～県内総生産</p> <p>(2) 開差</p>	<p>名目値を以下の①～⑥の方法(ダブルデフレーション)で実質化する。</p> <p>① 連鎖DF（年度）＝連鎖DF（暦年）×年度転換比率 （ここで使用する連鎖DF（暦年）は国民経済計算の数値）</p> <p>② 固定基準年方式の実質値（基準年：前年度。産出額・中間投入額） ＝当年度名目値÷（当年度連鎖DF÷前年度連鎖DF） 実質総生産額＝実質産出額－実質中間投入額</p> <p>③ 対前年度伸び率＝②の実質総生産額÷前年度名目総生産額</p> <p>④ 連鎖方式による各年度実質総生産額の一次推計値 ＝平成23年度名目総生産額×③の対前年度伸び率</p> <p>⑤ 平成27暦年基準の平成27年度実質総生産額 ＝（平成27年度名目産出額÷平成27年度産出連鎖DF）－ （平成27年度名目中間投入額÷平成27年度中間投入連鎖DF）</p> <p>⑥ 連鎖方式による各年度実質総生産額 ＝④の一次推計値×（⑤の実質総生産額÷平成27年度の④の一次推計値）</p> <p>実質化した小計～（控除）総資本形成に係る消費税の合計と県内総生産との差を「開差」とする。</p>	<p>内閣府資料</p>
<p>2. デフレーター（DF） （連鎖方式）</p>	<p>経済活動別県内総生産の項目ごとに、名目値÷実質値×100により求める。</p>	

(3) 県民所得及び県民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>1. 雇用者報酬</p> <p>2. 財産所得（非企業部門）</p> <p>（1）一般政府（地方政府等）</p> <p>（2）家計</p> <p>（3）対家計民間非営利団体</p> <p>3. 企業所得</p> <p>（1）民間法人企業</p> <p>（2）公的企業</p> <p>（3）個人企業</p> <p>a. 農林水産業</p> <p>b. その他の産業</p> <p>c. 持ち家</p> <p>4. 県民所得（要素費用表示）</p>	<p>6-1 基本勘定表（2）の各制度部門の該当項目を組み替えて表章している。</p> <p>「家計」の受取に計上されている雇用者報酬を計上。</p> <p>「一般政府（地方政府等）」の財産所得の受取・支払を計上。</p> <p>「家計」の利子・配当・その他の投資所得・賃貸料の受取と、「家計」（個人企業を除く）の消費者負債利子を計上。</p> <p>「対家計民間非営利団体」の財産所得の受取・支払を計上。</p> <p>「民間非金融法人企業」と「民間金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算し、支払を控除。</p> <p>「公的非金融法人企業」と「公的金融機関」の営業余剰に、それぞれの財産所得の受取を加算し、支払を控除。</p> <p>「家計」に含まれる個人企業の中の農林水産業の混合所得から、農林水産業の支払利子と支払賃貸料を控除して計上。</p> <p>「家計」に含まれる個人企業の中のその他産業の混合所得から、非農林水産業の支払利子と支払賃貸料を控除して計上。</p> <p>「家計」に含まれる持ち家の営業余剰から、持ち家の支払利子と支払賃貸料を控除して計上。</p> <p>1. 雇用者報酬+2. 財産所得（非企業部門）+3. 企業所得</p>	
<p>5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）</p> <p>6. 県民所得（第1次所得バランス）</p>	<p>「一般政府（地方政府等）」の受取から計上。</p> <p>4. 県民所得（要素費用表示）+5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）</p>	
<p>7. 経常移転の受取（純）</p>	<p>制度部門別に財産所得以外の移転項目（「年金受給権の変動調整」を除く）の受払の差額を計上。</p>	
<p>8. 県民可処分所得</p>	<p>6. 県民所得（第1次所得バランス）+7. 経常移転の受取（純）</p>	
<p>（参考）県民総所得（市場価格表示）</p>	<p>6-2 主要系列表（4）で推計したものを表章。</p>	



(4) 県内総生産（支出側、名目）

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>1. 民間最終消費支出</p> <p>(1) 家計最終消費支出</p> <p>(13 目的別最終消費支出)</p> <p>a.食料・非アルコール b.アルコール飲料・たばこ c.被服・履物 d.住宅・電気・ガス・水道 e.家具・家庭用機器・家事サービス f.保健・医療 g.交通 h.情報・通信 i.娯楽・スポーツ・文化 j.教育サービス k.外食・宿泊サービス l.保険・金融サービス m.個別ケア・社会保護・その他</p>	<p>(1) 家計最終消費支出+(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出</p> <p>国民概念に転換した全国の13 目的別最終消費支出額×分割比率</p> <p>○国民概念に転換した全国の13 目的別最終消費支出額</p> <p>国民経済計算年報の13 目的別最終消費支出額に、「居住者家計の海外での直接購入」を加算し、「非居住者家計の国内での直接購入」を控除する。直接購入の13 目的別最終消費支出への分割は、平成27年産業連関表の輸入（直接購入）と輸出（直接購入）の品目別構成比による。</p> <p>○分割比率</p> <p>以下の方法（a.全国家計構造調査による推計、b.直接推計）による県分の13 目的別最終消費支出推計値÷同方法による全国分の13 目的別最終消費支出推計値</p> <p>a. 全国家計構造調査による推計</p> <p>全国家計構造調査（※）による1 か月の1 世帯あたり品目別消費支出額から13 目的別最終消費支出額を推計</p> <p>直接推計による項目や、消費支出と見なされないもの（仕送り金、贈与金等、諸会費、他の負担費）、中間消費とみなされるもの（持ち家に対する設備修繕費）は控除する。</p> <p>※全国家計構造調査は平成26 年度までの全国消費実態調査を全面的に見直して実施するもの。</p> <p>○13 目的別最終消費支出額</p> <p>1 か月の1 世帯当たり品目別消費支出額×世帯数×12 か月（2人以上世帯、単身者世帯別に推計）</p> <p>○世帯数</p> <p>国勢調査を基本に、中間年は住民基本台帳により推計</p> <p>b. 直接推計</p> <p>①～⑨をそれぞれ計算し、a. の対応する13 目的別最終消費支出に加算する。</p> <p>①生命保険サービス</p> <p>6-2 主要系列表（1）で推計した生命保険の産出額</p> <p>②年金基金サービス</p> <p>6-2 主要系列表（1）で推計した年金基金の産出額</p> <p>③証券手数料</p> <p>全国の証券手数料×有価証券現在高の対全国比</p> <p>④FISIM 消費額</p> <p>6-1 基本勘定表（2）で推計した FISIM 消費額のうち家計分（個人企業除く）</p> <p>⑤家賃（持ち家の帰属家賃（※）、給与住宅差額家賃含む）</p> <p>（住宅種類・構造別）住宅総床面積×1 m<sup>2</sup>あたり家賃</p> <p>○住宅総床面積</p> <p>前期床面積+当期増加床面積-当期減失床面積</p> <p>○1 m<sup>2</sup>あたり家賃</p> <p>前期家賃×当期消費者物価指数÷前期消費者物価指数</p> <p>（住宅・土地統計調査の実施年は住宅総床面積、1 m<sup>2</sup>あたり家賃とも住宅・土地統計調査の数値を使用する。）</p> <p>※持ち家の帰属家賃は、民泊の用に供される床面積分を控除する。</p>	<p>国民経済計算年報（内閣府） 内閣府資料</p> <p>全国家計構造調査（全国消費実態調査）（総務省） 国勢調査（総務省） 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）</p> <p>内閣府資料</p> <p>全国家計構造調査（全国消費実態調査）</p> <p>住宅・土地統計調査（総務省） 建築着工統計調査（国土交通省） 住宅着工統計（国土交通省） 建築物減失統計調査（国土交通省） 消費者物価指数（総務省）</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>(再掲) 家計最終消費支出 (除く持ち家の帰属家賃)</p> <p>(再掲) 持ち家の帰属家賃</p> <p>(2) 対家計民間非営利団体 最終消費支出</p>	<p>⑥非生命保険サービス 6-2主要系列表(1)で推計した非生命保険の産出額 ×家計割合</p> <p>⑦自動車購入額 全国の自動車の家計消費支出額×自動車購入額の対全国比 ○自動車購入額の対全国比 県自動車購入額(新車登録台数×平均単価×家計割合) ÷全国自動車購入額(新車登録台数×平均単価×家計割合) (普通車、小型車、軽乗用車別に推計)</p> <p>⑧医療費(自己負担分) 6-2主要系列表(1)で推計した医療業の保険適用となる 傷病治療費のうちの患者負担分及び保険適用外の支払分</p> <p>⑨介護費(自己負担分) 6-2主要系列表(1)で推計した介護の産出額－(6-1基本 勘定表(2)で推計した介護の現物社会移転(福祉用具購入 費除く))</p> <p>家計最終消費支出－持ち家の帰属家賃</p> <p>上記⑤家賃のうち持ち家分</p> <p>6-2主要系列表(1)で推計した非市場生産者(非営利)の産出額 －財貨・サービスの販売－自己勘定総固定資本形成(R&amp;D) なお、対家計民間非営利団体最終消費支出は、6-1基本勘定表(2) における「現物社会移転(非市場産出)」の対家計民間非営利団体の 支払である。</p>	<p>小売物価統計調査(総務省) 消費者物価指数 全国軽自動車協会連合会資料 (全国軽自動車協会連合会HP) 国産業連関表(総務省) 県産業連関表(県統計課)</p> <p>介護保険事業状況報告年報 (厚生労働省)</p> <p>国民経済計算年報 内閣府資料</p>
<p>2. 地方政府等最終消費支出</p>	<p>非市場生産者(政府)の産出額(※)のうち地方政府等分 －財貨・サービスの販売のうち地方政府等分 －自己勘定総固定資本形成(R&amp;D)のうち地方政府等分 ＋現物社会移転(市場産出の購入)のうち地方政府等分 ○財貨・サービスの販売 授業料、使用料、手数料等を決算資料等から取得する。 ○自己勘定総固定資本形成 全国の一般政府のR&amp;D産出額×県の非市場生産者(政府)産出 額(※)のうち地方政府等分÷全国の非市場生産者(政府)産出 額 ○現物社会移転(市場産出の購入) 6-1基本勘定表(2)で推計した「現物社会移転(市場産出の 購入)」の地方政府等の支払 ※6-2主要系列表(1)で推計したものを使用する。</p> <p>政府最終消費支出は個々の家計のために行う「個別消費支出」と社 会全体のために行う「集合消費支出」に分類される。産出額及び財貨・ サービスの販売についての分類は個々の積上げによる。 なお、地方政府等最終消費支出の個別消費支出は6-1基本勘定表 (2)における「現物社会移転」の地方政府等の支払である。このう ち「現物社会移転(市場産出の購入)」でない部分を「現物社会移転 (非市場産出)」という。</p>	<p>国民経済計算年報 国産業連関表 財政収支調査 県決算書 地方財政状況調査(総務省)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>3. 県内総資本形成</p> <p>(1) 総固定資本形成</p> <p>a. 民間</p> <p>(a) 住宅</p> <p>(b) 企業設備</p> <p>b. 公的</p> <p>(a) 住宅</p> <p>(b) 企業設備</p>	<p>(1) 総固定資本形成＋(2) 在庫変動</p> <p>a.民間＋b.公的</p> <p>(a)住宅＋(b)企業設備</p> <p>住宅投資総額－県公的住宅投資額</p> <p>○住宅投資総額  (全国民間住宅投資額(改装・改修以外)＋全国公的住宅投資額)  ×居住用年度計工事費(出来高ベース)の対全国比＋全国民間住宅投資額(改装・改修)×民間建築住宅維持・修繕工事費の対全国比</p> <p>国民経済計算の固定資本マトリックスに従い5つの資産分類別に推計</p> <p>①「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」(製造業分)  全国投資額×{(有形固定資産取得額(土地を除く)＋建設仮勘定)の対全国比}</p> <p>②「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」(非製造業分)  県内総生産(小計)(※)×全国投資額÷国内総生産(小計)</p> <p>③「育成生物資源」  全国投資額×{(果実＋乳牛＋その他の畜産)産出額の対全国比}</p> <p>④「研究・開発」及び「コンピュータ・ソフトウェア」  県内総生産(小計)(※)×全国投資額÷国内総生産(小計)</p> <p>⑤「娯楽作品原本」  全国投資額×{(放送業＋映像・音声・文字情報制作業)売上額－(受信料収入額＋交付金収入額)の対全国比}</p> <p>※6-2主要系列表(1)で推計したものを使用する。</p> <p>(a)住宅＋(b)企業設備＋(c)一般政府(中央政府等・地方政府等)</p> <p>直接投資額法又は残高増減法により住宅投資額を取得</p> <p>○直接投資額法  期中投資額－用地費－補償費＋固定資産除却損等</p> <p>○残高増減法</p> <p>①会計帳簿が間接法の場合  (期末残高－期末引当金)－(期首残高－期首引当金)＋当期減価償却費</p> <p>②会計帳簿が直接法の場合  期末残高－期首残高＋当期減価償却費</p> <p>直接投資額法又は残高増減法による投資額(住宅、土地を除く)＋R&amp;D投資額＋娯楽作品原本投資額</p> <p>○R&amp;D投資額  県のR&amp;D以外の投資額×全国の公的企業R&amp;D投資額÷全国の公的企業設備(R&amp;D除く)</p> <p>○娯楽作品原本投資額  全国の公的企業娯楽作品原本投資額×(放送業＋映像・音声・文字情報制作業)売上額の対全国比</p>	<p>国民経済計算年報  内閣府資料  建設総合統計年報(国土交通省)  建設工事施工統計調査  (国土交通省)</p> <p>国民経済計算年報  内閣府資料</p> <p>工業統計調査(経済産業省)  経済構造実態調査  (経済産業省)  経済センサス－活動調査  (総務省・経済産業省)  生産農業所得統計(農林水産省)</p> <p>経済センサス－活動調査  直接照会</p> <p>財政収支調査  直接照会  各機関の財務諸表</p> <p>国民経済計算年報  内閣府資料  財政収支調査  各機関の財務諸表  直接照会  地方公営企業年鑑(総務省)  地方財政状況調査  経済センサス－活動調査</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(c)一般政府（中央政府等・地方政府等）	<p>直接投資額法又は残高増減法による投資額＋コンピュータ・ソフトウェア及びR&amp;D投資額</p> <p>○コンピュータ・ソフトウェア及びR&amp;D投資額          県のコンピュータ・ソフトウェア及びR&amp;D以外の投資額×全国の一般政府のコンピュータ・ソフトウェア及びR&amp;D投資額÷全国の一般政府の総固定資本形成額（コンピュータ・ソフトウェア及びR&amp;D除く）</p>	<p>国民経済計算年報          内閣府資料          財政収支調査          各機関の財務諸表          直接照会          地方公営企業年鑑          地方財政状況調査          市町村公営企業決算概況（県HP）</p>
(2) 在庫変動	<p>a.民間企業＋b.公的（公的企業・一般政府）          国の在庫残高デフレーター（以下、DF）を使用して推計する。</p> <p>a. 民間企業          実質在庫変動×在庫変動 DF（年度平均）          実質在庫変動＝年度末実質在庫残高－前年度末実質在庫残高          実質在庫残高＝名目在庫残高÷在庫変動 DF（年度末）          名目在庫残高＝名目産出額（※）×全国の名目在庫残高（民間）÷全国の名目産出額          ※6－2主要系列表（1）で推計したものを使用する。</p> <p>b. 公的（公的企業・一般政府）          実質在庫変動×在庫変動 DF（年度平均）          実質在庫変動＝年度末実質在庫残高－前年度末実質在庫残高          実質在庫残高＝名目在庫残高÷在庫変動 DF（年度末）          名目在庫残高＝名目産出額（※）×全国の名目在庫残高（公的）÷全国の名目産出額          ※6－2主要系列表（1）で推計したものを使用する。</p> <p>（控除）総資本形成に係る消費税          総資本形成額×投資税額控除比率</p>	<p>国民経済計算年報          内閣府資料</p> <p>国民経済計算年報          内閣府資料</p> <p>国民経済計算年報          内閣府資料</p>
<p>4. 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合</p> <p>(1) 財貨・サービスの移出入（純）</p>	<p>(1) 財貨・サービスの移出入（純）＋(2) 統計上の不突合</p> <p>①財貨・サービスの移出（FISIMを除く）－②財貨・サービスの移入（FISIMを除く）＋③FISIM 移出入（純）</p> <p>①財貨・サービスの移出（FISIMを除く）          経済活動別産出額×県産業連関表の経済活動別移出率＋中央政府等最終消費支出額          ○経済活動別産出額          6－2主要系列表（1）で推計した経済活動別産出額          ○経済活動別移出率          経済活動別移出額÷経済活動別県内生産額          ○中央政府等最終消費支出額          非市場生産者（政府）の産出額（※）のうち中央政府等分          －財貨・サービスの販売のうち中央政府等分          －自己勘定総固定資本形成（R&amp;D）のうち中央政府等分          ＋現物社会移転（市場産出の購入）のうち中央政府等分          ※6－2主要系列表（1）で推計したものを使用する。</p>	<p>県産業連関表</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2) 統計上の不突合	<p>②財貨・サービスの移入（FISIM を除く）            経済活動別需要合計×県産業連関表の経済活動別移入率            ○経済活動別需要合計            中間需要（6-2主要系列表（1）で推計した中間投入）、民間最終消費支出、政府最終消費支出及び総資本形成をそれぞれ県産業連関表の部門構成比で分割            ○経済活動別移入率＝経済活動別移入額（関税及び輸入商品税を除く）÷経済活動別県内需要合計</p> <p>③FISIM 移出入（純）            FISIM 県内産出額（6-2主要系列表（1）で推計）－FISIM 県内消費額（※）（6-1基本勘定表（2）で推計）            ※中央政府等分を含む。</p> <p>県内総生産（生産側）－（民間最終消費支出＋地方政府等最終消費支出＋県内総資本形成＋財貨・サービスの移出入（純））</p>	県産業連関表
5. 県内総生産（支出側）	6-2主要系列表（1）で推計した県内総生産	
(参考) 域外からの要素所得（純）	県民所得（要素費用表示）－県内純生産（要素費用表示）	
(参考) 県民総所得（市場価格表示）	5. 県内総生産（支出側）＋域外からの要素所得（純）	

(5) 県内総生産及びデフレーター（支出側、実質：連鎖方式）

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1. 民間最終消費支出 2. 地方政府等最終消費支出 3. 県内総資本形成	<p>以下の①～⑥の手順で実質値及びデフレーター（以下、DF）を求める。</p> <p>① 前年度を基準年とした実質値を計算            前年度を基準年とした実質値  <math display="block">= \text{当年度名目値} \div (\text{当年度連鎖 DF} \div \text{前年度連鎖 DF})</math>           （ここで使用するDFは国民経済計算の数値）</p> <p>② 対前年度伸び率を計算            対前年度伸び率<math>=</math>①<math>\div</math>前年度名目値</p> <p>③ 1次推計値を計算            1次推計値<math>=</math>前年度1次推計値<math>\times</math>②            ※推計開始年（平成23年度）は名目値を使用する。</p> <p>④ 基準年（平成27年度）実質値を計算            基準年実質値<math>=</math>名目値<math>\div</math>連鎖DF            ただし、合計項目（民間最終消費支出、家計最終消費支出、            県内総資本形成、総固定資本形成（民間、公的）、在庫変動）            は内訳項目の合計とする。</p> <p>⑤ 基準年以外の年度の連鎖方式による実質値を計算            基準年以外の年度の実質値<math>=</math>③<math>\times</math>（④<math>\div</math>基準年の③）</p> <p>⑥ DFを計算            DF<math>=</math>名目値<math>\div</math>実質値<math>\times</math>100</p>	内閣府資料
4. 財貨・サービスの移出入 （純）・統計上の不突合・ 開差	実質化した「5. 県内総生産」－（「1. 民間最終消費支出」＋「2. 地方政府等最終消費支出」＋「3. 県内総資本形成」）	
5. 県内総生産（支出側）	6－2主要系列表（2）で推計した県内総生産の実質値	

### 6-3 附表

#### (1) 経済活動別県内総生産及び要素所得(名目:年度別、項目別)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1. 産出額(生産者価格表示)	6-2主要系列表(1)を参照。	
2. 中間投入	6-2主要系列表(1)を参照。	
3. 県内総生産(生産者価格表示)	県内総生産(生産者価格表示) = 産出額(生産者価格表示) - 中間投入	
4. 固定資本減耗	①市場生産者分 固定資本減耗 = 産出額(生産者価格表示) × 全国固定資本減耗比率 ②一般政府分 6-2主要系列表(1)の「*非市場生産者(政府)」を参照。 ③対家計民間非営利団体分 6-2主要系列表(1)の「*非市場生産者(非営利)」を参照。	内閣府資料
5. 県内純生産(生産者価格表示)	県内純生産(生産者価格表示) = 県内総生産(生産者価格表示) - 固定資本減耗	
6. 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	生産・輸入品に課される税(控除)補助金 = 生産・輸入品に課される税 - 補助金  ○生産・輸入品に課される税 ①市場生産者分 生産・輸入品に課される税 = 全国値 × 経済活動別総生産の対全国比率 ②一般政府分 6-2主要系列表(1)の「*非市場生産者(政府)」を参照。 ③対家計民間非営利団体分 6-2主要系列表(1)の「*非市場生産者(非営利)」を参照。  ○補助金 = 全国値 × 経済活動別総生産の対全国比率	内閣府資料
7. 県内要素所得	県内要素所得 = 県内純生産(生産者価格表示) - 生産・輸入品に課される税(控除)補助金	
8. 県内雇用者報酬	6-1基本勘定表(2)を参照。	
9. 営業余剰・混合所得	営業余剰・混合所得 = 県内要素所得 - 県内雇用者報酬	

(2) 経済活動別の就業者数及び雇用者数

項目	推計方法	基礎資料
(1) 就業者数(内ベース) (2) 雇用者数(内ベース) (参考)雇用者数(民ベース)	国勢調査を基準とし、補間・補外推計、二重雇用者(副業者や2か所の事業所に雇用されている者など)の加算、SNA分類への組替などを経済センサス-基礎調査、毎月勤労統計調査等で行う	国勢調査 内閣府資料 毎月勤労統計調査 工業統計調査 経済センサス-基礎調査 経済センサス-活動調査 労働力調査

(3) 一般政府(地方政府等)の部門別所得支出取引

項目	推計方法	基礎資料
(1) 県 (2) 市町村 (3) 地方社会保障基金	6-1 基本勘定表(2)を参照。	

(4) 社会保障負担の明細表(県民ベースの家計及び雇主の支払)、  
一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表(社会保障関係)

項目	推計方法	基礎資料
I 社会保障負担の明細表 (県民ベースの家計及び雇主の支払)  雇主の現実社会負担 家計の現実社会負担	6-1 基本勘定表(2)を参照。	
II 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表(社会保障関係)  現物社会移転以外の社会給付 現物社会移転(市場産出の購入)	6-1 基本勘定表(2)を参照。	